■障がい者住宅改造費助成の流れ

手　順	説　　明
障がい福祉課に相談	①　改造内容等が助成対象になるか、障がい福祉課に事前に相談します。
	②　住宅の所有者が申請者でない場合は、所有者の承諾が必要です（助成金交付申請時に承諾書の提出が必要です）。
担当の相談支援事業所等に相談	③　申請者の生活状況等を把握している相談支援専門員等（相談支援事業所、障がい者相談支援センター等の職員）に住宅改造申請を依頼します。
工事見積	④　施工業者に見積もりを依頼します。
	⑤　住宅改造予定箇所の写真を撮ってください（撮影日入り）。
申請書提出（住宅改造居宅介護支援員派遣）	⑥　施工業者を決定し、現地確認のための派遣申請に必要な書類を障がい福祉課に提出します（相談支援専門員等が作成する書類もあります。）。
	提出書類の内容を確認します。現地調査の日程を決定します。決定後は、申請者に通知します。
現地調査	理学療法士、建築士、相談支援事業所等の職員で自宅を訪問して、改造箇所の確認、助成の対象となるか等を検討します。
	現地調査の結果、改造内容、提出書類（見積書や図面等）に修正がないか検査します。
申請書提出（助成金交付）	⑦　助成金交付申請に必要な書類を障がい福祉課に提出します（相談支援専門員等の作成する意見書も必要です）。
助成金交付決定	申請のあった工事内容で、助成対象となる経費を決定します。決定後は、申請者に通知します。
工事着工	⑧　住宅改造の工事を着工します（交付決定後でなければ、着工できません）。
	※⑦の申請書提出後、工事内容などに変更があった場合は、速やかに変更申請書を障がい福祉課に提出してください。
工事完了	⑨　工事完了後に改造後の写真を撮ってください（撮影日入り）。
完了届提出	⑩　工事完了後の必要書類を障がい福祉課に提出します。
審査・交付確定	工事内容を審査し、助成金の交付金額を確定します。確定後は、申請者に通知します。
助成金の振込	
領収書（写）提出	⑪　施工業者から受け取った領収書の写しを障がい福祉課に提出します。